

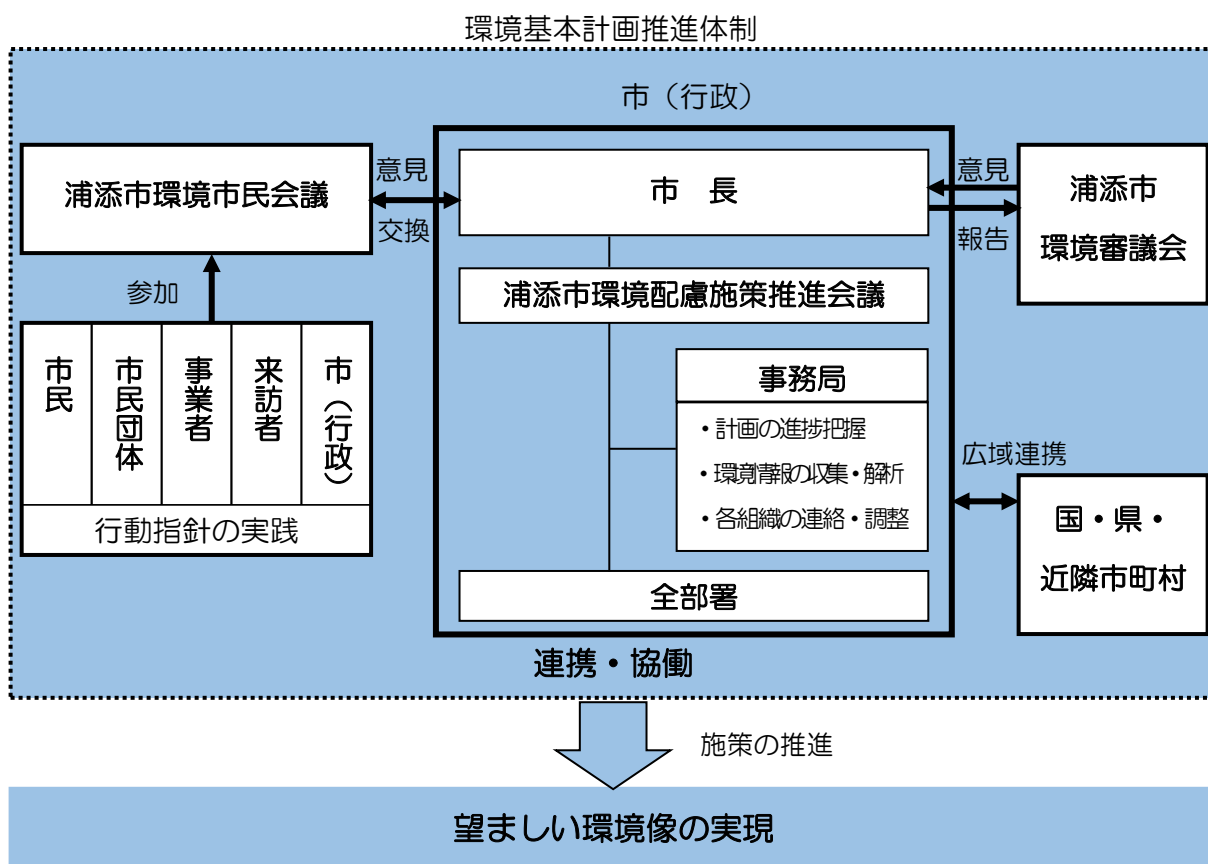
## 第6章 計画の推進

### 6-1 推進体制

#### (1)体制図

本計画の推進のためには、行政計画にとどまらず、施策の担い手となる市、市民、市民団体、事業者、来訪者がそれぞれの役割と責務を自覚し、協働で推進する体制が必要です。

そこで、学識者や関係機関等の代表で構成する浦添市環境審議会、本市職員で構成する浦添市環境配慮施策推進会議、市民代表及び各種市民団体で構成される浦添市環境市民会議からなる推進体制を整備し、各主体協働による環境基本計画の推進をめざします。



#### (2)組織の役割

##### 1)浦添市環境審議会

学識経験者、各地域、各団体の代表等で構成され、浦添市環境基本条例第31条によって定められている市の附属機関です。①環境基本計画に関する事項、②その他環境の保全及び創造に関する重要事項に関する基本的事項を総合的な視点から調査審議し、市長に意見を述べる機関として設置するものです。

環境基本計画に関しては、計画の策定や年次報告書による計画の進行管理について審議を行います。

## 2)浦添市環境配慮施策推進会議

市の組織で構成する機関で、市の環境配慮事業に関し各部署が横断的に連携・調整する組織になっています。

環境基本計画の策定及び変更、年次報告書のとりまとめ、年次報告書の点検・評価の結果を受けた見直しについて検討・調整を行います。

部局長職から構成される浦添市環境配慮施策推進会議、課長職から構成される幹事部会と係長職から構成される検討部会があります。

## 3)浦添市環境市民会議

環境基本計画の推進に当たって、実行者の視点から協議・検討するため、様々な環境分野で活動する市民や事業者、関係団体から構成される機関です。

本市の環境を取りまく課題や目標の共有化を通じて、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を市に対して行います。

## (3)環境監視体制の整備、及び調査・研究の実施

環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために、関係機関と連携し、環境の状況を的確に把握し、必要な監視体制を整備するとともに、情報の収集に努め、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じます。

## (4)広域連携・関係団体との協力

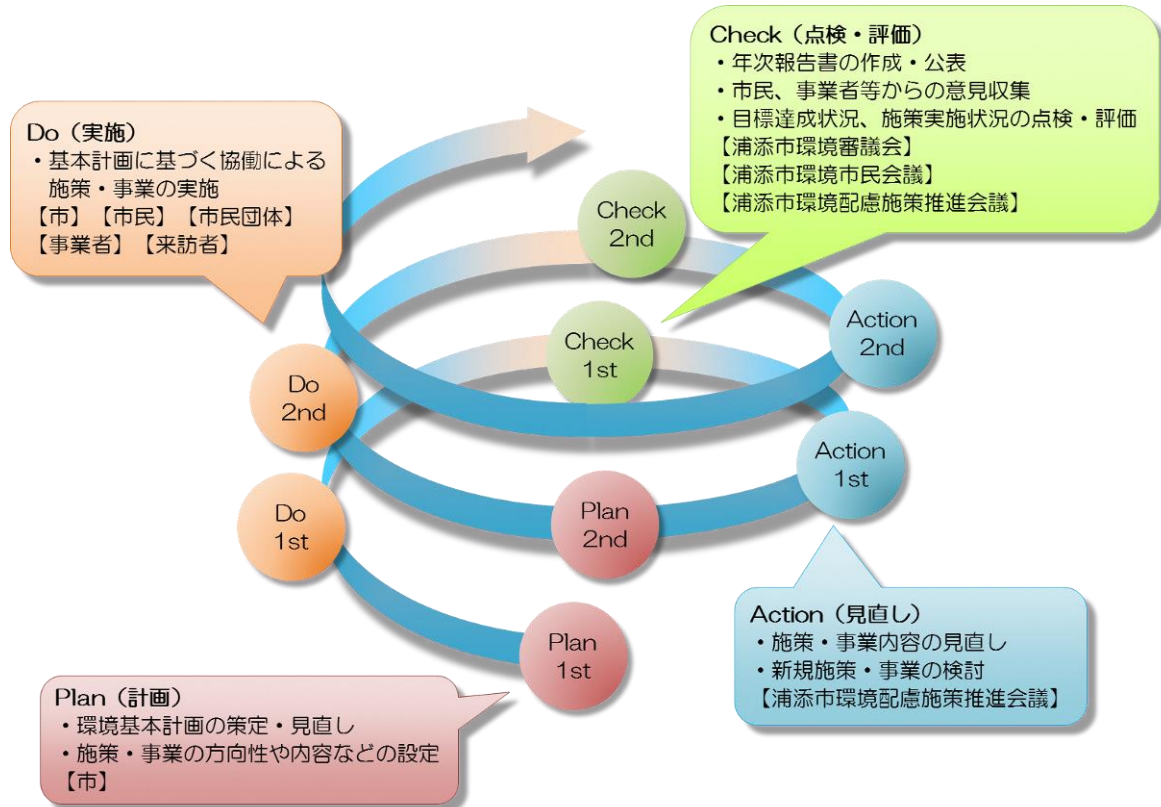
環境の保全及び創造のため、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」と言う。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは積極的に推進します。また、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請します。

## 6-2 進捗管理

### (1) PDCA サイクル

計画の進捗管理は、市、市民、市民団体、事業者、来訪者等が連携・協働し PDCA サイクルを基本として行い、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります。

Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の各段階で行うべき事項を下図に示します。



## (2)点検・評価

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況及び関係者の意見等は、関係部局を通じて環境配慮施策推進事務局にて実績等を集約した上で、浦添市環境配慮施策推進会議に報告し、点検・評価を実施します。

また、環境配慮施策推進事務局は、この結果に、市民、事業者等からなる浦添市環境市民会議での意見等を加味して、浦添市環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け、とりまとめます。

## (3)結果の公表

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況を把握、評価した結果をとりまとめた年次報告書の作成が、浦添市環境基本条例第12条で定められています。

年次報告書やホームページ等で「(2)点検・評価」の結果を公表し、市民、事業者等から広く意見を収集します。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（年次報告書の作成）

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

## (4)見直し

年次報告書等で進捗状況や目標達成状況が評価された結果を踏まえて、必要に応じて、次年度以降の個別施策・事業の内容や目標の見直しまたは新たな課題の検討を行います。

なお、第2期浦添市環境基本計画については、目標年度を令和8（2026）年度としており、これを目途に社会の状況や環境の状況の変化を踏まえ、見直しと次期計画の策定を行います。

このような見直しの仕組みを作り、環境基本計画の継続的な改善を図ります。